

使途等報告書の訂正及び政党交付金の返還

立憲民主党長崎県第4区総支部（代表者：末次精一衆議院議員）の令和3年分の使途等報告書（政党助成法（平成6年法律第5号）に基づく政党交付金の使途等に関する報告書）について、令和4年12月26日に訂正願が提出されたことにより、支部政党交付金^{（※）}の残余（720,917円）が生じることとなりました。

本日、この残余について、政党助成法第33条第2項の規定に基づき、返還手続を行うこととしました。

（※）「支部政党交付金」とは、政党の本部から支部に支給された政党交付金のことです。

（連絡先）自治行政局選挙部政党助成室
担当：中村補佐、谷口主査
電話：（代表）03-5253-5111
（内線）23175、23195
（直通）03-5253-5582
（E-mail）senkyo.shikin@soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。